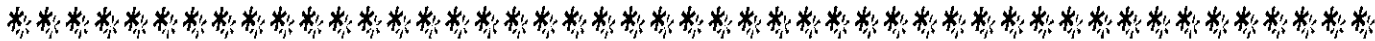


今回のテーマ 平成24年度税制改正-所得税



平成24年度税制改正関連法が3月30日に、参議院本会議で可決、成立しました。このうち、個人所得課税に関する主な論点は下記のとおりです。

1. 給与所得控除の見直し

給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除に、一律245万円の上限が設定されました。

給与収入	～162.5万円	300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
現行控除額	65万円	108万円	154万円	200万円	220万円	245万円	270万円	295万円	320万円
改正控除額	65万円	108万円	154万円	200万円	220万円	245万円			

※ 所得税は平成25年から、住民税は平成26年度分より適用となります。

2. 退職所得課税の見直し

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税が廃止されました。

<退職所得に係る所得税額の計算> 他の所得と区分して下記により分離課税

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率} = \text{退職所得に係る所得税額}$$



勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止

—退職所得控除の計算—

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

—税率—

課税所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
330万円以下	10%	97,500円
695万円以下	20%	427,500円
900万円以下	23%	636,000円
1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

※勤続年数の計算(原則)

- ・勤続年数に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて計算します。
- ・長期欠勤や一定の休職の期間も勤続年数に含まれます。

3. 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン減税制度が拡充され、省エネ性の高い「低炭素住宅」に対しては、通常の住宅よりも住宅ローン控除が拡大されました。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額			控除率
		認定省エネ住宅	認定長期優良住宅	一般住宅	
平成24年	10年間	4,000万円	4,000万円	3,000万円	1.0%
平成25年	10年間	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1.0%

※ 控除額が所得税額を上回る場合は、翌年度の個人住民税から控除(最高9.75万円)されます。

※ 認定省エネ住宅制度は、従来の省エネ基準より高い環境性能を満たす住宅に適用され、建築主などが建築物の建築・維持保全の計画を作成し、自治体などに申請するものです。

